

入間市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第 2 項関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（通勤手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び入間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年条例第 号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p style="text-align: center;">ア～セ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;">（時間外勤務手当）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第3条第2項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p style="text-align: center;">（通勤手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p style="text-align: center;">ア～セ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;">（時間外勤務手当）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員_____が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第3条第2項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～6 略</p>

入間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正案		現 行	
（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例） 第16条 略		（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例） 第16条 略	
第4条第3項、第4項及び第7項の項 略		第4条第3項、第4項及び第7項の項 略	
第9条 第2項 第2号	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	第9条 第2項 第2号	定年前再任用短時間勤務職員
	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）		地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第11条第1項の項～第16条第6項の項 略		第11条第1項の項～第16条第6項の項 略	

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

改正案		現 行	
（1週間の勤務時間） 第2条 略 2・3 略		（1週間の勤務時間） 第2条 略 2・3 略	
4 入間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年条例第 号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内において、任命権者が定める。		4 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊性の必要により前三項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。	
5 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊性の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。 （週休日及び勤務時間の割振り）		4 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊性の必要により前三項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。 （週休日及び勤務時間の割振り）	
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間		第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間	

を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。
ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1

を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。
ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1

週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 略

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員
にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、
20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第19条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が規則で定める。

週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 略

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員
にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、
20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第19条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員_____を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が規則で定める。